

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
23	健康増進事業に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

霧島市は、健康増進法による健康増進事業に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが、個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを十分認識したうえで、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じることにより、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組むことを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

霧島市長

公表日

令和5年3月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	健康増進事業に関する事務
②事務の概要	ア 事務の説明 各種がん検診等の実施において住民基本台帳システムとの連携等により、市において個人番号を利用して対象者の管理を行う。 イ 特定個人情報を取り扱う事務の具体的な内容 霧島市は、健康増進法及び行政手続における特定個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の手続で取り扱う。 ・健康増進事業の実施に関する事務
③システムの名称	・Acrocity行政基本 ・健康管理システムTIARA ・中間サーバー ・MICJET番号連携サーバー ・サービス検索・電子申請機能
2. 特定個人情報ファイル名	
健診情報	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	【個人番号の利用の根拠】 番号法第9条第1項 別表第1の76の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第54条 【各手続の根拠】 健康増進法第17条、第19条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【特定個人情報を照会できる根拠】 番号法第19条第8号 別表第二の102の2項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第50条 【特定個人情報を提供できる根拠】 番号法第19条第8号 別表第二の102の2項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第50条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健福祉部健康増進課
②所属長の役職名	保健福祉部健康増進課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部総務課(住所)霧島市国分中央三丁目45番1号(電話番号)0995-45-5111(内線番号)1141
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	保健福祉部健康増進課(住所)霧島市国分中央三丁目45番1号(電話番号)0995-45-5111(内線番号)2181

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年1月26日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年1月26日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [<input type="radio"/>]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [<input type="radio"/>]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[] 自己点検 [<input checked="" type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年3月31日	特記事項	健康増進関係事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、個人情報等の漏えいがないように業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関する契約に含めることで万全を期す。	本件事務は外部に委託しているが、市及び受託者ともに個人番号を利用していないため、非公表とする。 今後、省令等の定めにより申請書に個人番号記入欄を設け、個人番号を利用することになった場合は、再度公表する。	事後	
平成28年3月31日	I-1-② 事務の概要	具体的には、各種がん健診等の対象者を抽出し、該当する個人の個人番号を利用して受付事務を行い、結果を管理する。 また、健康増進法に基づく健康増進事業として実施される健康診査等を受けようとする住民が事業の対象者であるか否かの確認	具体的には、他業務との連携を必要とせず現時点では、個人番号の利用を要しないため、実務上は、取り扱わない。	事後	
平成28年3月31日	I-1-③ システムの名称	・Acrocity宛名管理 ・Acrocity健康管理 ・健康管理システムTIARA ・Acrocity住民基本	・Acrocity行政基本 ・健康管理システムTIARA	事後	
平成28年3月31日	I-5-②所属長	保健福祉部健康増進課長 隈元 悟	保健福祉部健康増進課長 林 康治	事後	平成27年4月1日人事異動
平成28年3月31日	II-1 対象人数	平成26年10月1日	平成28年1月7日	事後	
平成28年3月31日	II-2 取扱者数	平成26年10月1日	平成28年1月7日	事後	
平成31年3月5日	I-5-②所属長	保健福祉部健康増進課長 林 康治	保健福祉部健康増進課長	事後	
平成31年3月5日	II-1 対象人数	平成28年1月7日	平成31年3月5日	事後	53,019名(消除者含まず)
平成31年3月5日	II-2 取扱者数	平成28年1月7日	平成31年3月5日	事後	63名
令和2年3月31日	I-3 法令上の根拠	【個人番号の利用の根拠】 番号法第9条第1項 別表第1の76の項 【各手続の根拠】 健康増進法第17条、第19条の2 健康増進法施行規則第4条の2	【個人番号の利用の根拠】 番号法第9条第1項 別表第1の76の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第54条 【各手続の根拠】 健康増進法第17条、第19条	事後	
令和2年3月31日	I-8 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	(内線番号)2171	(内線番号)2181	事後	
令和2年3月31日	II-1 対象人数	平成31年3月5日	令和2年12月22日	事後	52,574名(消除者含まず)
令和2年3月31日	II-2 取扱者数	平成31年3月5日	令和2年12月22日	事後	63名
令和4年3月1日	特記事項	本件事務は外部に委託しているが、市及び受託者ともに個人番号を利用していないため、非公表とする。 今後、省令等の定めにより申請書に個人番号記入欄を設け、個人番号を利用することになった場合は、再度公表する。	削る	事前	
令和4年3月1日	I-1-② 事務の概要	イ 特定個人情報を取り扱う事務の具体的な内容(略) 具体的には、他業務との連携を必要とせず現時点では、個人番号の利用を要しないため、実務上は、取り扱わない。	イ 特定個人情報を取り扱う事務の具体的な内容(略) ・健康増進事業の実施に関する事務	事前	
令和4年3月1日	I-1-③ システムの名称	・Acrocity行政基本 ・健康管理システムTIARA	・Acrocity行政基本 ・健康管理システムTIARA ・中間サーバー ・MICJET番号連携サーバー ・サービス検索・電子申請機能	事前	
令和4年3月1日	I-4-① 実施の有無 I-4-② 法令上の根拠	①実施しない	①実施する ②【特定個人情報を照会できる根拠】 番号法第19条第8号 別表第二の102の2項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第50条 【特定個人情報を提供できる根拠】 番号法第19条第8号 別表第二の102の2項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第50条	事前	
令和4年3月1日	II-1 対象人数	令和2年12月22日	令和3年12月28日	事後	52,223名(消除者含まず)
令和4年3月1日	II-2 取扱者数	令和2年12月22日	令和3年12月28日	事後	77名
令和4年3月1日	IV-6 情報提供ネットワークとの接続 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	【○】接続しない(入手) 【○】接続しない(提供) [] 十分である [] 十分である	[] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供) [] 十分である [] 十分である	事前	
令和5年3月1日	II-1 対象人数	令和3年12月28日	令和5年1月26日	事後	52,000名
令和5年3月1日	II-2 取扱者数	令和3年12月28日	令和5年1月26日	事後	70名